

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当ホテルに宿泊契約のお申込みをされる方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1による。)
 - (4) a. 申込者名及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊客が支払うべき総額(別表1)を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、当ホテルまたは当ホテル従業員らに対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(墨田区旅館業法施行条例第6条)
 - (7) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(墨田区旅館業法施行条例第6条)
 - (8) 宿泊しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。
 - (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3) 宿泊客が当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊客が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

- (7)その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
 - (1) 宿泊客が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。
 3. 当ホテルが1項または2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には宿泊料金(別表1による)の全額の追加料金を申し受けます。

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

1. 当ホテルの施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のゲストサービスガイド等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 万一の火災等に対処するため、企業総合賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。当ホテルが賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。

第 16 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、当ホテルが一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理します。
3. 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条(駐車場の責任)

宿泊客が身障者用駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 18 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条(個人情報の取り扱い)

当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

別表第 1 宿泊料金の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	予約料金(室料(または室料+朝食料))
	追加料金	飲食(または追加飲食(朝食以外の飲食料))およびその他の利用料金
	税金	(イ) 消費税 (ロ) 宿泊税

(備考)1. 税法が改正された場合(イ)、(ロ)はその改正された規定によります。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日/ 契約申込み人数		不泊	当日	前日
一般	9 室 19 名まで	100%	80%	50%

(注) 1. %は、予約料金に対する違約金の比率です。

2. 団体客(10 室ないし 20 名以上)の契約については双方協議の上、定めます。

3. ホテルが指定する特定日・プラン等では別途キャンセルチャージが発生します。

館内利用規則

当ホテルではすべてのお客様に、安全且つ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次のような利用規定を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条及び 18 条によりやむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、お客様のご協力、ご同意が得られなかった場合に生じた事故、損害については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. ホテル内で暖房用、炊事用等の火気及びアイロン等を持ち込みご使用にはならないでください。
2. 当ホテルは所定の場所を除き全館禁煙です、客室内及び廊下やロビーでの喫煙はご遠慮ください。
3. 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。
4. 客室よりの避難経路図は、客室内に掲示してありますのでご確認ください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中お部屋から出られる時は、ドアの施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵及びセーフティーガードをお掛けください。来訪客があった時は不意に開扉なさらずにご確認ください。万一、不審者と思われる時はただちにフロントにご連絡ください。
3. ご訪問客とのご面会はロビーにてお願いいたします。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りいたします。

貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

1. 客室内、他施設での貴重品の紛失に関して、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
2. 遺失物は、法令に基づいて随時処理させていただきます。
3. お預かり品のお取り扱いに関しましては宿泊約款第 15 条の寄託物等の取扱いの規定によります。

お支払いについて

1. ご到着の際、当ホテルが定めるお預かり金(前金)を申し受けることがございますのでご了承ください。ご滞在中、ホテルから支払いの請求があった時はお手数ですが、その都度お支払いください。
2. ホテル内のレストラン&バーなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室のカードキーまたはご到着時にフロントでお渡しする宿泊冊子(キーブックレット)をご提示ください。
3. 小切手でのお支払いおよび両替には応じかねますのでご了承ください。
4. ホテル内売店のお買い物代、航空券、列車バスの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物輸送等のお立替は、お断りさせていただきます。
5. 従業員への心づけは辞退申し上げます。

おやめいただきたい行為

1. 以下の行為は他のお客様のご迷惑になりますので、おやめください。

(1) ホテルに他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。

- ① 犬、猫、小鳥その他の動物ペット類全般。(但し、盲導犬、聴導犬、介護犬等はこの限りではございません。)
- ② 悪臭、異臭を発生する物。
- ③ 発火または引火しやすい火薬や揮発油等危険性のあるもの。
- ④ その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないでください。ホテル内で賭博、または風紀を乱すような行為はなさないでください。

(2) ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または、喧騒な行為はなさないでください。

(3) 客室を当ホテルの許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないでください。

(4) ホテル内の諸設備、諸物品を当ホテルの許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。

(5) ホテルの外観を損なう様なものを窓側に陳列なさないでください。

(6) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断わりいたします。なお、客室に外来のお客様をお招きにならないでください。

(7) ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告宣伝物の配布、掲示、または、物品の販売勧誘等はなさないでください。

(8) ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となる場合がありますのでご注意ください。

(9) 他のお客様にご迷惑、並びにホテル秩序を乱すとホテルが判断する一切の行為。

2. 前項の「おやめいただきたい行為」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった場合には当ホテル内施設のご利用をお断りいたします。

反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

1. 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- (3) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
- (4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- (5) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難な者、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者

2. 前項に該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。